

しんがた かんせんしょう
新型コロナウイルス感染症
のひろがり をふせぐために
— 4 —

がつ にち かわさきし くに きんきゅうじたい せんげん
4月9日（もく） 川崎市から、国の「緊急 事態 宣言」を受けて
ほいくえんのうんえい 運営についてのかんがえかた はっぴょう
が発表されました。

かんがえかた

- ① ほいくえんは、かいえん 開園する。
- ② お仕事しごとがやすみで、お家うちで保育ほいくができるときはおやすみする。
- ③ ほいくえんで しんがた 新型コロナウイルスに かんせんしたひとがいる
とき には きゅうえん 休園（やすみ）になる。
※ きかん 期間は ほけんじょ 保健所とそうだんしてきめる。
- ④ えんじ、しょくいんが のうこう 濃厚 せつしょくしゃ 接触者（かんせんしたひとの
かぞくや、いっしょにしょくじ 食事をしたなど、ながくすごしたことが
あるひと） となったときは、さいごにすごした ひ 日から
14日間 かかん やすんで おうちですごす。

- ⑤ ^{しんがた}新型コロナウイルスの^{えいきょう}影響で、**ほいくえんをおやすみしたとき、**
または、ほいくえんが ^{きゅうえん}**休園になった** ときには、やすんだ
^{にっすう}日数にあわせ、^{りようりょう}**利用料が** ^{あいだ}**へります。**
(4/8～5/6 の間)

※くわしい てつづきのしかたは あとでお知らせします。